

災害時における千葉市総合保健医療センターの運営等に関する協定書

千葉市（以下「甲」という。）と公益財団法人千葉市保健医療事業団（以下「乙」という。）とは、災害時において市拠点救護所となる千葉市総合保健医療センターにかかる災害時の運営に関し次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、甲が乙に施設管理業務を委託している千葉市総合保健医療センターが、災害時に千葉市地域防災計画における市拠点救護所となることから、その設置、運営に関し必要な事項を定めるものとする。

（救護所の設置）

第2条 甲は、地震、風水害、その他の災害及び危機事案が発生し、多数の傷病者が一時に発生した場合や、医療機関が被災し地域医療での対応が困難になる等、医療救護活動の必要性が生じた場合に、市拠点救護所を設置するものとする。

（協力事項）

第3条 前条の場合において、甲は乙に対し、千葉市休日救急診療所の管理に関する基本協定書第21条第2項及び千葉市総合保健医療センター施設管理業務委託仕様書第2条第2項に基づき、以下の協力を求めることができる。

- (1) 市拠点救護所の設置にあたり、施設の被害状況等を把握し、その安全性を確認すること。
- (2) 災害により施設が被災した場合には、市拠点救護所の設置、運営に必要な範囲において応急的な復旧をし、安全性を確保すること。
- (3) 市拠点救護所が設置されている期間について、施設の安全管理を行うこと。
- (4) 甲が乙を指定管理者として運営している、千葉市総合保健医療センター内の休日救急診療所の診療スペースや診療材料及び医薬品等を、市拠点救護所の設置、運営に必要な範囲で使用すること。
- (5) 市拠点救護所における医療救護活動を行うこと。
- (6) その他、市拠点救護所の設置、運営に関して甲が協力を求める事項。

（費用負担）

第4条 前条の規定により、費用負担が生じた場合は、甲乙協議の上、決定するものとする。

（損害補償）

第5条 甲の求めに応じ、当該協定にかかる業務に従事した乙の職員が、そのために死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり又は障害の状態となった場合の損害補償は、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）により対処するものとし、その適用がない場合は千葉市消防団員等公務災害補償条例（昭和41年千葉市条例第26号）の規定により対処する。

（損害賠償等）

第6条 甲の求めに応じ、当該協定にかかる業務に従事した乙の職員が、救護者等に損害を与えた場合の損害賠償等は、次のとおりとする。

- (1) 乙の職員の責に帰する場合は、当該職員が賠償の責を負うものとし、その他の場合は、法令等の規定に基づき、甲がその責を負うものとする。
- (2) 救護者等との間に紛争が生じた場合は、甲、乙及び乙の職員が緊密に連携し、誠意をもって対応するものとする。

(情報の共有)

第7条 甲、乙双方は災害発生時において、相互に情報の共有化を図れるよう、緊急時の連絡体制を構築するものとする。

(協議)

第8条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じた事項については、その都度、甲乙協議の上、決定するものとする。

(効力の発生)

第9条 この協定は、協定締結の日から効力を発生するものとし、甲又は乙が協定書の解除を通知しない若しくは、千葉県休日救急診療所の指定管理者及び千葉県総合保健医療センター施設管理業務の受託者に異動がない限り継続するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上各自その1通を保有する。

平成29年1月1日

甲 千葉市中央区千葉港1番1号

千葉市

千葉市長 熊谷俊人

乙 千葉市美浜区幸町1丁目3番9号

公益財団法人 千葉市保健医療事業団

理事長 入江康文